

9 A 特定目的会社及び特定目的信託（SPC及びSPT）関係

別紙様式 1

[特定目的会社 届出書類チェックリスト]

受付日時	年 月 日 ( : )	商 号	
来局者名 TEL		担当者名 TEL	

(1) 提出書類

①届出書（正本 写（1通））

- 第1面    第2面    第3面    第4面

②添付書類

- 定款
- 資産流動化計画
- 特定資産譲受の契約書又は予約契約書（調印済のもの）
- 開発に係る契約書（開発型に限る。）
- 特定資産譲受業務委託契約書（規則第18条第7号口の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。）
- 特定資産管理処分信託契約書案（信託設定する場合に限る。）
- 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（規則第18条第7号口の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案）
- 法第6条の承認があったことを証する書面
- 特定目的会社の登記事項証明書
- 役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面
- 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書（略称、証明書）
- 役員及び重要使用人の履歴書又は沿革
- 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しないことの誓約書
- 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（会計参与設置会社である場合に限る。）
- 会計参与が欠格事由に該当しないことの誓約書
- 特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿
- 特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面
- 競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面（当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。）又はその写し（特定資産を譲り受けるために入札の方法による競争に参加する場合であって、法第7条第1項（法第11条第5項において準用する場合を含む。）の規定により規則第7条第1項第1号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略する場合）

- 信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案）（資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合）

（注）◎・・・申請日前3月以内のもの

契約書については副本又は謄本であること

(2) 第1面

- ① 提出先 財務局長宛
- ② 届出者 ○住所（第2面4. 登記事項証明書）  
○商号（第2面2. 登記事項証明書（商号等））  
○代表者氏名（第2面3. 登記事項証明書（代表者）誓約書）

(3) 第2面

- ① 2. 商号（ふりがな）
- ② 3. 代表者の氏名（ふりがな）
- ③ 4. 営業所（登記事項証明書）
- ④ 5. 取締役及び監査役（第2面3. 登記事項証明書 住民票写 証明書 履歴書）
- ⑤ 6. 7. 会計参与（登記事項証明書 住民票写 証明書 履歴書（沿革））
- ⑥ 8. 重要使用人（住民票写 証明書 履歴書）
- ⑦ 9. すべての特定社員の承認があった年月日（社員総会議事録等）

(4) 第3面（割合：特定出資の総額 登記事項証明書）

(5) 第4面（第2面5. ）

特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外）

届出者

審 査 項 目	審 査 結 果	
<p>1. 特定目的会社であること</p> <p>・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない（法第15条第2項） （届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類）</p>		
<p>2. 取締役、監査役及び使用人が法人、破産者等でないこと。（法第70条第1項第1号及び第3号又は第198条）</p> <p>・ 住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書等、官公署の証明書等（添付書類）</p>		
<p>3. 取締役、監査役及び使用人が心身の故障のため職務を適正に執行することができない者でないこと。（法第70条第1項第2号又は第198条）</p>		
<p>・ 誓約書（添付書類）</p>		
<p>4. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、資産の流動化に関する法律等の罰金刑の執行等から3年以内又は解散命令を受けた特定目的会社の解散命令日前30日以内に役員若しくは使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。（法第70条第1項第4号から第6号まで、第72条第2項又は第198条）</p>		
<p>・ 誓約書（添付書類）</p>		
<p>5. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者（譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員）でないこと。（法第70条第1項第7号から第10号まで又は第198条）</p>		
<p>・ 誓約書、履歴書（添付書類）</p>		

<p>6. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。（法第71条第1項）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（添付書類）</li> </ul>		
<p>審 査 項 目</p>	<p>審 査 結 果</p>	
<p>7. 会計参与が以下に掲げる者でないこと。</p> <p>①特定目的会社の取締役、監査役又は支配人その他の使用人</p> <p>②業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>③税理士法第43条の規定により同法第2条第2項に規定する税理士業務を行うことができない者</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書、登記事項証明書（添付書類）</li> </ul>		
<p>8. 定款に、○目的、○商号、○本店の所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載され、又は記録されているか。（法第16条第2項）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款（添付書類）</li> </ul>		
<p>9. 特定資産（従たる特定資産を除く。）の管理及び処分委託契約書に、受託者が、</p> <p>○特定資産の分別管理義務（法第200条第3項第1号）</p> <p>○特定目的会社への特定資産の管理及び処分状況説明義務（法第200条第3項第2号）</p> <p>○特定資産の管理及び処分状況を記載した書類の備置き及び特定目的会社への閲覧義務（法第200条第3項第3号）</p> <p>○業務の再委託をする場合は特定目的会社の同意を得る義務（法第200条第3項第4号）を有する旨の条件が付されているか。</p>		

資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
1. 計画期間	法5条①一 規則12条一	(1) 資産流動化計画の計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間)の記載又は記録(以下別紙様式1において「記載」という。)があるか。	
	規則12条二	(2) 資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日について記載があるか。	
	規則12条三	(3) 上記(1)及び(2)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
	法5条② 令3条	(4) 計画期間は、有価証券を除く動産(当該資産のみを信託する信託の受益権を含む。以下同じ。)は20年、特許権、実用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定めているか。	
2. 優先出資の発行等に関する事項	法5条①ニイ	優先出資を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	
	規則13条一	(1) 優先出資の発行を予定する場合はその旨記載があるか。	
	規則13条二	(2) 総口数の最高限度について記載があるか。	
	規則13条三	(3) 優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配の方法を含む。)について記載があるか。	
	規則13条四	(4) 種類ごとの総口数の最高限度について記載があるか。	
	規則13条五	(5) 各発行ごとの発行時期について記載があるか。	
	規則13条六	(6) 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等の方法について記載があるか。	
	規則13条七	(7) 各発行により調達される資金の用途について記載があるか。	
規則13条八	(8) 募集優先出資を引き受ける者に対する特に有利な発行に関する事項その他各発行ごとの発行条件に関する事項について		

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則13条九	て記載があるか。	
		(9) 優先出資の消却又は併合に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。	/
	同号イ	(a) 利益消却を予定する場合は、その旨及び利益消却に関する事項について記載があるか。	
	同号ロ	(b) 簡易減資消却を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却に関する事項について記載があるか。	
	同号ハ	(c) 仮清算消却を予定する場合は、仮清算消却に関する事項について記載があるか。	
	同号ニ	(d) 優先出資の併合に関する事項について記載があるか。	
	規則13条十	(10) 優先資本金の額の減少に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。	/
	同号イ	(a) 優先資本金の額の減少を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
	同号ロ	(b) 取締役の決定をもって優先資本金の額の減少を行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。また、 ①各優先資本金の額の減少をする目的、要件及び時期の記載があるか。 ②減少する各優先資本金の額又はその計算方法の記載があるか。 ③各優先資本金の額の減少において優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法について記載があるか。 ④各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類について記載があるか。	
	規則第58条		
	規則92条一	(11) 種類等を異にする優先出資を発行する場合は、資産流動化計画に発行時期、利	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則13条十一	益の配当、消却、残余財産の分配その他の事項について種類の異なる優先出資を発行する旨の記載があるか。	
	規則13条十二	(12) 上記(5)～(8)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則13条十三	(13) 上記(1)～(4)及び(9)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則13条十三	(14) 上記(1)～(10)、(12)及び(13)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
3. 特定社債の発行等に関する事項	法5条①二口	特定社債を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	/
	規則14条一	(1) 特定社債（特定短期社債を除き、転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債（以下3.において転換特定社債等という。）を含む。）の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則14条二	(2) 募集特定社債の総額(発行予定残高の上限をいう。以下3.において同じ。)について記載があるか。	
	規則14条三	(3) 募集特定社債の内容について記載があるか。	
	規則14条四	(4) 各発行ごとの発行時期について記載があるか。	
	規則14条五	(5) 各募集特定社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法(転換特定社債等が発行する場合は、その内訳を含む。)、利率及び募集等の方法について記載があるか。	
	規則14条六	(6) 各発行により調達される資金の用途について記載があるか。	
規則14条七	(7) 特定社債に係る信用補完又は流動性補完の概要について記載があるか。		

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則14条八	(8) 元本の償還及び利息支払の方法及び期限について記載があるか。	
	規則14条九	(9) 期限前償還を予定する場合は、その内容（期限前償還の対象となる特定社債の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。）について記載があるか。	
	規則14条十	(10) 特定社債管理者（各募集特定社債の金額が一億円未満の場合に限る。）又は担保付社債信託法に定める信託会社（物上担保が付される場合に限る。）の商号について記載があるか。	
	規則14条十一	(11) 特定社債の全部又は一部の種類について先取特権を付さないこととする場合はその旨の記載があるか。	
	規則14条十二	(12) 特定社債権者集会に関する事項（特定社債権者集会の決議事項を含む。）について記載があるか。	
	法5条①二ハ 規則14条十三	(13) 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項の記載があるか。	
	同号イ	(a) 総額について記載があるか。	
	同号ロ	(b) 転換の条件について記載があるか。	
	同号ハ	(c) 転換によって発行すべき優先出資の内容について記載があるか。	
	同号ニ	(d) 転換を請求することができる期間について記載があるか。	
	同号ホ	(e) 優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項について記載があるか。	
	法5条①二ニ	(14) 新優先出資引受権付特定社債に関する事項として次に掲げる事項の記載があるか。	
	同(1)	(a) 総額について記載があるか。	
	同(2)	(b) 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権（以下3.において「引受権」という。）の内容について記載があるか。	



項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	同(3)	(c) 引受権を行使することができる期間について記載があるか。	
	同(4)	(d) 引受権のみを譲渡することができることとする場合は、その旨の記載があるか。	
	同(5)	(e) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその払込金額をもって新優先出資に対する全額の払込みがあったものとする旨の記載があるか。	
	同(6)	(f) 利益の配当については、上記(e)の払込みをした時の属する事業年度又は前事業年度終了の日において新優先出資の発行があったものとみなす旨の記載があるか。	
	同(7) 規則14条十四	(g) 新優先出資引受権付特定社債について優先出資社員以外の者に対する有利な発行について記載があるか。	
	規則92条二	(15) 種類等を異にする特定社債を発行する場合は、資産流動化計画に発行時期、利息の支払、元本の償還その他の事項について種類の異なる特定社債を発行する旨の記載があるか。	
	規則14条十五	(16) 上記(4)～(11)、(13)の(b)～(e)及び(14)の(b)～(g)について内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則14条十六	(17) 上記(1)～(3)、(12)、(13)の(a)及び(14)の(a)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則14条十七	(18) 上記(1)～(14)、(16)及び(17)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	
3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法2条⑧	次に掲げるすべての要件を満たしているか。		
	一	(a) 各特定社債の金額が1億円を下回らないこと。		
	二	(b) 元本の償還について、募集特定社債の総額の払込みのあった日から1年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。		
	三	(c) 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。		
	四	(d) 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。		
	法5条①二ホ	特定短期社債を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。		
	規則15条一	(1) 特定短期社債の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。		
	規則15条二	(2) 特定短期社債の限度額(発行予定残高の上限をいう。)について記載があるか。		
	規則15条三	(3) 特定短期社債の内容について記載があるか。		
	規則15条四	(4) 各発行ごとの発行時期について記載があるか。		
	規則15条五	(5) 特定短期社債の全部又は一部の種類について先取特権を付さないこととする場合はその旨の記載があるか。		
	規則15条六	(6) 各募集特定短期社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法及び利率について記載があるか。		
	規則15条七	(7) 各発行により調達される資金の用途について記載があるか。		
規則15条八	(8) 特定短期社債に係る信用性補完又は流動性補完の概要について記載があるか。			
規則15条九	(9) 元本の償還及び利息支払の方法及び期限について記載があるか。			

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	法148条一・二	(10) 次に掲げるすべての要件を満たしているか又は特定短期社債の償還のための資金を調達するものであるか。	
	第1号イ	(a) 特定短期社債の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであるか。	
	同号ロ	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められているか。	
	同号ハ 規則77条	(c) 資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められているか。	
	規則15条十	(11) 上記(4)～(9)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則15条十一	(12) 上記(1)～(3)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則15条十二	(13) 上記(1)～(9)、(11)及び(12)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
4. 特定約束手形の発行に関する事項	法5条①二へ	特定約束手形を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	/
	規則16条一	(1) 特定約束手形の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則16条二	(2) 限度額(発行予定残高の上限をいう。)について記載があるか。	
	規則16条三	(3) 特定約束手形の内容について記載があるか。	
	規則16条四	(4) 各発行ごとの発行時期について記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則16条五	(5) 各発行ごとの発行価額及び利率について記載があるか。	
	規則16条六	(6) 各発行により調達される資金の用途について記載があるか。	
	規則16条七	(7) 特定約束手形に係る信用補完又は流動性補完の概要について記載があるか。	
	規則16条八	(8) 償還の方法及び期限について記載があるか。	
	法205条一	(9) 次に掲げるすべての要件を満たしているか又は特定約束手形の支払のための資金を調達するものであるか。	
	同号イ	(a) 特定約束手形の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであるか。	
	同号ロ 規則93条	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められているか。	
	同号ハ 規則91条	(c) 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められているか。	
	規則16条九	(10) 上記(4)～(8)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則16条十	(11) 上記(1)～(3)の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
規則16条十一	(12) 上記(1)～(8)、(10)及び(11)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。		
5. 特定借入れに関する事項	法5条①ニト	特定借入れを行う場合には、以下の事項について記載があるか。	
	規則17条一	(1) 特定借入れを行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則17条二	(2) 限度額（借入予定残高の上限をいう。）について記載があるか。	
	規則17条三	(3) 各借入れに関する事項として次に掲げる事項の記載があるか。	
	同号イ	(a) 借入金額について記載があるか。	
	同号ロ 規則93条	(b) 借入先（適格機関投資家に限る。）について記載があるか。	
	同号ハ	(c) 借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）について記載があるか。	
	同号ニ	(d) 借入金の用途について記載があるか。	
	同号ホ	(e) 担保設定について記載があるか。	
	規則17条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則17条五	(5) 上記(1)及び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則17条六	(6) 上記(1)～(5)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
6. 特定資産に関する事項	法第5条①三 規則18条一	(1) 規則別表の特定資産（従たる特定資産を除く。以下6.において同じ。）の区分に応じ、特定資産の内容欄に掲げる事項について記載があるか。	
	規則18条二	(2) 特定資産の権利の移転に関する事項（特定資産の譲渡に係る対抗要件の具備又は買戻特約の設定状況に関する事項を含む。）について記載があるか。	
	規則18条三	(3) 特定資産の取得時期について記載があるか。	
	規則18条四	(4) 特定資産の取得価格を知るために必要な事項の概要及び次の事項について記載があるか。	
	同号イ 令15条①	(a) 特定資産が不動産又は政令で定める不動産に関する権利若しくは資産	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	令33条①	であるときは、不動産鑑定士による種類ごとの当該不動産の鑑定評価の結果及び当該鑑定評価を行った者の氏名	
	同号口	(b) 特定資産が上記(a)以外のときは、種類ごとの特定資産の価格につき調査した結果及び当該調査を行った者の氏名又は名称及び当該調査に係る資格	
	規則18条五	(5) 特定資産の譲渡人（開発型の場合は、当該開発に係る契約を特定目的会社と締結した者）の氏名又は名称及び住所について記載があるか。	
	規則18条六	(6) (8)の場合で、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、特定資産	
	規則18条七イ	の譲受けに係る業務の委託契約を特定目的会社と締結した者の氏名又は名称及び住所について記載があるか。	
		【開発型の場合】 (7) 上記(2)～(4)の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則18条七ロ	【プログラム発行スキームの場合】 (8) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(5)の内容が確定していない場合又は上記(3)～(5)の内容に改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	同 (1)	(a) 取得する特定資産が金銭債権若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであるか。	
	同 (2)	(b) 発行を予定する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみであるか。	
	同 (3)	(c) 特定借入れを行わないか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	同 (4)	(d) 資産流動化計画に上記(b)及び(c)について変更を禁止する旨の定め の記載があるか。	
	規則18条七八	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合 で上記(2)～(4)の内容が確定していない 場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定が あり得る場合は、その内容を確定し、又は 改定するための要件及び手続について記 載があるか。	
	同 (1)	(a) 上記(1)の「特定資産の内容」欄に 掲げる事項によって特定が可能な金 銭債権若しくは有価証券又はこれら を信託する信託の受益権であって、 一定の条件に基づいて抽出される資 産を、特定目的会社が将来継続して 取得するものであるか。	
	同 (2)	(b) 発行される資産対応証券が、担保付 社債信託法の規定により担保が付さ れた特定社債であるか。	
	同 (3)	(c) 資産流動化計画に上記(b)につい て変更を禁止する旨の定め の記載があるか。	
	規則18条八	(10) 上記(2)～(5)及び(7)～(9) (5)は、開 発型の場合、又は(8)の場合であって、取 得する特定資産を一定の条件に基づき抽 出する場合に限る。)の変更を禁止する 場合は、その旨の記載があるか。	
7. 特定資産 の管理及 び処分に 関する事 項	法5条①四 規則19条一	(1) 特定資産(従たる特定資産を除く。以下 (1)～(3)において同じ。)の処分の方法(特 定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は 担保に供することを予定する場合は、その 旨及びその内容(時期及び理由を含む。) を含む。)について記載があるか。	
	規則19条二	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を 行わせるための信託の受託者又は受託予 定者(以下7.において「受託者等」とい う。)の氏名又は名称、営業所又は事務所 の所在地その他の受託者等に関する事項	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	法203条	(特定資産が不動産の場合は、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者である旨を含む。)について記載があるか。	
	規則19条三	(3) 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は担保付社債信託法第1条に規定する信託会社)の利害に関する事項について記載があるか。	
	規則19条四	(4) 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭を従たる特定資産のみの取得に係る金銭の全部又は一部に充てることを除く。)は、その旨の記載があるか。	
	規則19条五	(5) 上記(1)～(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則19条六	(6) 上記(1)～(4)の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則19条七	(7) 上記(1)～(5)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
	8. 特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項	法第5条①五 規則20条一	(1) 限度額(借入予定残高の上限をいう。)について記載があるか。
規則20条二		(2) 各借入れに係る次に掲げる事項について記載があるか。	/
同号イ		(a) 借入金額について記載があるか。	
同号ロ		(b) 借入先について記載があるか。	



項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	同号ハ	(c) 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。)について記載があるか。	
	同号ニ 法211条 規則94条	(d) 借入金の用途について記載があるか。	
	第211条一	(e) 特定社債、特定約束手形又は特定借入りに係る債務の履行に充てるための借入れ(当該借入りに係る債務の履行のために更に借り入れる場合を含む。)については、借入期間が1年以内であるか。	
	同号ホ	(f) 担保設定について記載があるか。	
	規則20条三	(3) 上記(2)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則20条四	(4) 上記(1)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則20条五	(5) 上記(1)～(5)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
	9. その他資産流動化計画記載事項	法5条①六 規則21条一	(1) 資産流動化計画の概要について記載があるか。
	規則21条一の二	(1の2) 特定出資の総額の上限について記載があるか。	
	規則21条二	(2) 特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則21条三	(3) 発行される優先出資又は特定社債について少人数私募を行う場合には、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨の記載があるか。	
	規則21条四	(4) 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
		項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は、当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。	
	規則21条五	(5) 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定借入れを行っている場合であって、社員総会の決議により資産流動化計画の変更を行うときは、反対する特定短期社債の債権者、特定約束手形の所有者又は特定借入れに係る債権者に対する債務の弁済をするための相当の財産の信託が完了した後で行う旨の記載があるか。	
	規則21条六	(6) 第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。	
	規則21条七	(7) 第二種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨及び仮清算消却の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。	
	規則21条八	(8) 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ（特定借入れを含む。）を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項の記載があるか。	
	規則21条九	(9) 法第195条第1項に規定する附帯業務に関する事項の記載があるか。	
	規則21条十	(10) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他投資家保護の観点から記載が必要な事項について記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則21条十一	(11) 上記(6)及び(7)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則21条十二	(12) 上記(1)～(11)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

9 A 特定目的会社及び特定目的信託（SPC及びSPT）関係

別紙様式2

[特定目的信託 届出書類チェックリスト]

受付日時	年 月 日 ( : )	商 号	
来局者名 TEL		担当者名 TEL	

(1) 提出書類

①届出書（正本 写（1通））

○第1面 ○第2面

②添付書類

○ 特定目的信託契約書案

○ 資産信託流動化計画

○ 特定資産管理処分委託契約書案（第三者に委託する場合のみ）

○ 特定資産の開発に係る契約書案（開発型に限る。）

○ 原委託者が受託信託会社等に特定資産を買い戻す権利を付与する書面の案  
（原委託者が受託信託会社等に当該書面を交付することとしている場合に限る。）

○ 特定資産譲受契約書案（特定目的信託契約締結後特定資産を取得する場合のみ）

(2) 第1面

① 提出先 財務局長宛

② 届出者 ○住所（第2面3.）

○商号（第2面1.）

○代表者氏名（第2面2.）

(3) 第2面

① 1. 商号（ふりがな）

② 2. 代表者の氏名（ふりがな）

③ 3. 本店の所在地（チェック済）

④ 4. 役員（第2面2.（代表者））

特定目的信託契約書案の記載内容についてのチェックリスト  
届出者

関連条文	審査する内容	チェック欄
法223条	(1) 特定目的信託に係る信託契約は、信託会社等を受託者としているか。	
規則116条	(2) 特定目的信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載され、又は記録されているか（以下別紙様式2において「記載されているか」という。）。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。	/
規則116条一	(3) 特定目的信託契約の締結の年月日について記載されているか。	
規則116条二	(4) 受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称について記載されているか。	
法229条一 規則116条三	(5) 特定目的信託である旨規定されているか。	
法229条三 法230条①三 規則116条四	(6) 原委託者の義務に関する事項について記載されているか。	
法229条四 規則116条五	(7) 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項について記載されているか。	
法229条五 規則116条六 規則116条七	(8) 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項について記載されているか。	
	(9) 公告方法について記載されているか。	
法230条①一 規則116条八	(10) 特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができない旨記載されているか。	
法230条①二 令52条② 規則116条九	(11) 社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（法第230条第1項第2号イからへまでに掲げるものを除く。）について議決権を有しない旨並びに以下に掲げる条件が記載されているか。	
令52条②一	(a) 社債的受益権について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。	
令52条②二	(b) 利益の配当は、1箇月ごと、3箇月ごと、6箇月ごと又は1年ごとに行うこと。	

関連条文	審査する内容	チェック欄
令52条②三	(c) 社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を行う場合を除き、変更しないこと。	
令52条②四	(d) 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。	
令52条②五	(e) 利益の配当又は元本の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。	
法230条①三 規則116十 規則116の2	(12) 特別社債的受益権を定める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生すおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならない旨が記載されているか。	
規則116条十一	(13) 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡を制限する場合は、その旨記載されているか。	
規則116条十二	(14) 記名式の受益証券の無記名式への転換について別段の定めをする場合は、その定めが記載されているか。	
規則116条十三	(15) 受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る定めについて記載されているか。	
規則116条十四	(16) 権利者名簿管理人又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所が記載されているか。	
規則116条十五	(17) 権利者名簿の基準日を指定する場合は、指定する日について記載されているか。	
規則115条一 規則116条十六	(18) 権利者集会の決議事項その他権利者集会に関する事項について記載されているか。	
規則115条二 規則116条十七	(19) 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項について記載されているか。	
規則115条三 規則116条十八	(20) 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項について記載されているか。	
規則115条四 規則116条十九	(21) 特定目的信託契約の終了事由を定める場合は、その事由について記載されているか。	
規則116条二十	(22) 受託信託会社等が固有財産により金融商品取引法第2条第8項第6号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項について記載されているか。	
規則115条五 規則116条二十一	(23) その他重要な事項について記載されているか。	

資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
1. 契約期間	法226条①一 法226条② 令50条 規則106条一	(1) 有価証券を除く動産（当該資産のみを信託する信託の受益権を含む。以下同じ。）は20年、特許権、実用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定めているか。	
	規則106条二	(2) 特定目的信託契約の締結日について記載又は記録（以下別紙様式2において「記載」という。）があるか。	
	規則106条三	(3) 契約締結日と当該契約の効力発生日が異なり得る場合には、効力発生日又は効力発生条件が記載されているか。	
	規則106条四	(4) 上記(1)及び(3)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
2. 特定資産に関する事項	法226条①二 規則107条一	(1) 規則別表の特定資産（従たる特定資産を除く。以下2.において同じ。）の区分に応じ、特定資産の内容欄に掲げる事項について記載があるか。	
	規則107条二	(2) 特定資産の権利の移転（特定資産の譲渡及び信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。）に関する事項について記載があるか。	
	規則107条三	(3) 特定目的信託契約の締結日以後特定資産を取得することを予定している場合、取得予定日の記載があるか。	
	規則107条四	(4) 特定資産の価額（特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）について記載があるか。	
	同号イ 令15条①	(a) 特定資産が不動産又は政令で定める不動産に関する権利若しくは資産であるときは、不動産鑑定士による種類ごとの当該不動産の鑑定評価の結果及び当該鑑定評価を行った者の氏名	
同号ロ 令15条②	(b) 特定資産が上記(a)以外のときは、種類ごとの特定資産の価格につき調査し		

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
		た結果及び当該調査を行った者の氏名又は名称	
	規則107条五	(5) 特定目的信託の原委託者（開発型の場合は当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を、特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発型の場合を除く。）は当該特定資産の譲渡人を含む。）の氏名又は名称及び住所について記載があるか。	
	規則107条六	(6) 上記(2)～(4)（開発型の場合に限る。）の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則107条七	(7) 上記(2)～(6)（(5)については、開発型の場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発型の場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人に係る事項に限る。）の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
3. 受益権に関する事項	法226条①三イ	(1) 受益証券の権利者に分配すべき金銭に係る計算期日について記載があるか。	
	規則108条①一イ	(2) 受益証券の権利者に分配すべき金銭の計算方法、分配時期及び分配場所の記載があるか。	
	規則108条①一口	(3) 社債的受益権を定める場合は、配当を行う時期及び配当額並びに当該社債的受益権の当初の元本の額及び元本の償還に関する事項（償還期間及び償還の方法を含む。）について記載があるか。	
	規則108条①一ハ 令52条②一	(3) 社債的受益権を定める場合は、配当を行う時期及び配当額並びに当該社債的受益権の当初の元本の額及び元本の償還に関する事項（償還期間及び償還の方法を含む。）について記載があるか。	
	規則108条①二	(4) 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 信託期間中の金銭の分配に係る	



項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
		優先的又は劣後の内容について記載があるか（(b)の事項を除く。）。	
	同号ロ	(b) 信託終了時の金銭の分配に係る優先的又は劣後の内容についての記載があるか。	
	法226条①三口	(5) 特定資産に対する持分（以下「元本持分」という。）を有する種類の受益権であって種類の異なるものを定める場合は、各受益権の種類ごとの元本持分、元本持分を有しない種類の受益権を定める場合は、特定目的信託契約の期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益に対する持分についての記載があるか。	
	法226条①三八	(6) 受益権の分割又は併合に関する事項について記載があるか。	
	規則108条②一	(7) 受益権の転換に関する事項について記載があるか。	
	規則108条②三	(8) 原委託者が特定目的信託の契約締結時において有する受益証券について行う募集等の方法について記載があるか。	
	規則108条②四	(9) 上記(6)～(8)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則108条②五	(10) 上記(4)の(a)及び(b)並びに(5)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則108条②六	(11) 上記(1)～(10)に係る変更の禁止に関する次に掲げる事項について記載があるか。	/
	同号イ	(a) 上記(3)について変更を禁止する旨の記載があるか。	
	同号ロ	(b) 上記(3)以外の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
4. 特定資産の管理及	法226条①四 規則109条一	(1) 特定資産（従たる特定資産を除く。以下(1)～(3)において同じ。）の処分の方	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
び処分に 関する事 項		法（特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容（時期及び理由を含む。）を含む。）について記載があるか。	
	規則109条二	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託信託会社等以外の者に委託する場合は、その受託者又は受託予定者（以下「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等について記載があるか。	
	規則109条三	(3) 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に関する事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法も含む。）について記載があるか。	
	規則109条四	(4) 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨の記載があるか。	
	規則109条五	(5) 上記(1)～(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則109条六	(6) 上記(1)～(4)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則109条七	(7) 上記(1)～(6)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
5. 資金の借 入れ又は 費用の負 担に関す る事項	法226条①五 規則110条一	(1) 受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	同号イ	(a) 限度額（借入予定残高の上限）について記載があるか。	
	同号ロ	(b) 各借入れに係る次に掲げる事項の記載があるか。	/
	(1)	イ 借入金額の記載があるか。	
	(2)	ロ 借入先の記載があるか。	
	(3)	ハ 借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）について記載があるか。	
	(4)	ニ 借入金の用途について記載があるか。	
	(5)	ホ 担保設定について記載があるか。	
	規則110条二	(2) 受託信託会社等が特定目的信託の信託事務を処理するために費用の負担を予定する場合には、次に掲げる事項について記載があるか。	/
	同号イ	(a) 受託信託会社等が負担する費用（債務を含む。以下同じ。）の総額（負担予定費用の上限。以下同じ。）について記載があるか。	
	同号ロ	(b) 受託信託会社等が負担する費用の種類及び当該種類ごとの総額について記載があるか。	
	同号ハ	(c) 受託信託会社等が負担する費用の償還方法について記載があるか。	
	規則110条三	(3) 受託信託会社等が特定信託管理者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及び利息並びに損害賠償額について信託財産に関する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	/
	同号イ	(a) 受託信託会社等が負担する費用の総額について記載があるか。	
	同号ロ	(b) 受託信託会社等が負担する費用の種類及び当該種類ごとの総額について記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	同号ハ	(c) 受託信託会社等が負担する費用の償還方法について記載があるか。	
	規則110条四	(4) 上記(1)の(b)、(2)の(b)及び(c)並びに(3)の(b)及び(c)の内容が確定していない場合又は(1)の(b)、(2)の(c)及び(3)の(c)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則110条五	(5) 上記(1)の(a)、(2)の(a)及び(b)並びに(3)の(a)及び(b)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則110条六	(6) 上記(1)～(5)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
6. その他の資産信託流動化計画記載事項	法226条①六 規則111条一	(1) 資産信託流動化計画の概要について記載があるか。	
	規則111条二	(2) 受託信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として金銭を取得する場合は、その額及び用途について記載があるか。	
	規則111条三	(3) 特定資産以外の信託財産（受託信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得した金銭及び特定資産の管理又は処分により得られる金銭を除く。）の管理及び処分について記載があるか。	
	規則111条四	(4) 受託信託会社が毎年1回一定の期日に作成する貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びにその附属明細書の作成期日について記載があるか。	
	規則111条五	(5) 信託期間中に特定資産の管理又は処分により得られた利益を特定資産とすること（利益の特定資産組入れ）を予定する場合は、その旨及び利益の特定資産組入れについて記載があるか。	

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	規則111条六	(6) 受益証券について少人数私募を行う場合は、特定目的信託の契約書及び資産信託流動化計画の謄本又は抄本を当該少人数私募の相手方に交付する旨の記載があるか。	
	規則111条七	(7) 上記3. の(1)、(2)及び(4)並びに(6)～(8)の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨の記載があるか。	
	規則111条八	(8) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の受益証券の権利者保護の観点から必要な事項の記載があるか。	
	規則111条九	(9) 上記(2)及び(3)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則111条十	(10) 上記(1)～(9)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

（商 号）  
（代表者の氏名） 殿

財務（支）局長

新 受 理 番 号 通 知 書

年 月 日付で 財務（支）局長に届出のあった「主たる営業所の所在地変更」に基づき、従前の業務開始届出に下記のとおり新たな受理番号を付記したので通知します。今後、当財務（支）局への届出等をする場合には同受理番号を記載願います。

記

新受理番号 財務（支）局長（ ）第 号

## 特定目的会社届出証明書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 商号又は名称  
代表者の氏名

下記のとおり、資産の流動化に関する法律第4条の規定により業務開始届を行ったことを証明願います。

使用目的	
提出先	

## 記

商号又は名称	
代表者の氏名	
申請者の住所	
届出年月日	年 月 日
届出受理番号	財務（支）局長（ ）第 号
廃業年月日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 財務（支）局長	

## 特定目的会社名簿縦覧申請書

年 月 日

財務（支）局長 殿

縦覧の目的			
受理番号	特定目的会社の商号	貸出	返却

上記特定目的会社名簿を縦覧したいので申請します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

貸出	時 分
返却	時 分



証 明 申 請 書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 住 所  
商 号（会社名）  
取締役（氏名）

申請者が\_\_\_\_\_と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。

- 添付書類：1. 不動産売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの
2. 租税特別措置法第83条の2の3第1項第2号の要件を満たすことを証する書面
3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）
4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）

---

証 明 書

1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の3第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による\_\_\_\_\_からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2の3第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2の3第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。
- (1) 同号イに該当する場合 100分の

(2) 同号口に該当する場合 100分の  
(当該不動産取得前 100分の )

3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は 年 月 日であり、  
この証明書により法第83条の2の3第1項の規定の適用を受けることができる期  
限は 年 月 日である。

4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の であ  
る。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所  
有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1  
条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとし  
る。)

以上のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長 ○○ ○○ 印

証 明 申 請 書

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 住 所  
商 号 (会社名)  
取締役 (氏名)

申請者が\_\_\_\_\_と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第3項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の交付を申請します。

- 添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。  
2. 地方税法施行令附則第7条第4項の要件を満たすことを証する書面  
3. 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)

---

証 明 書

1. 申請者は、地方税法(以下「法」という。)施行令附則第7条第3項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第3項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第4項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。
  - (1) 同項第1号に該当する場合 100分の
  - (2) 同項第2号に該当する場合 100分の  
(当該不動産取得前 100分の )
3. 申請者の上記2.に係る不動産の取得日は、 年 月 日である。  
以上のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長 ○○ ○○ 印

(別紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m <sup>2</sup>

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m <sup>2</sup>

(注) 表示内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。

証 明 申 請 書

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 住 所  
商 号 (会社名)  
取締役 (氏名)

申請者が\_\_\_\_\_と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の財産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の4の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5の3に規定する証明書の交付を申請します。

添付書類：1. 売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る財産の所有権の取得日を確認することができるもの

2. 租税特別措置法第83条の4第2号の要件を満たすことを証する書面
3. 租税特別措置法第83条の4第3号の要件を満たすことを証する書面
4. 財産の登記事項証明書等(写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記事項証明書については、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、原本又は写しの添付を省略することができる。)
5. 財産の賃貸借契約書(写)等

---

証 明 書

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の4各号に掲げる要件の全てを満たしている特定目的信託の資産の流動化に関する法律第224条に規定する原委託者であり、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当該特定目的信託の委託者である。
2. 別紙記載の財産は、特定目的信託の信託財産に属する財産で、資産の流動化に関する法律第2条第16項に規定する受託信託会社等である\_\_\_\_\_が、当該特定目的信託の効力が生じた時に申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から申請者に賃貸されていたものである。
3. 申請者による別紙記載の財産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時に申請者により\_\_\_\_\_から買い戻されたことによるものである。
4. 特定目的信託に係る信託契約の終了の日は、 年 月 日である。
5. 申請者の上記3. に係る財産の取得日は 年 月 日であり、この証明書

により法第83条の4の規定の適用を受けることができる期限は 年  
月 日である。

6. 特定目的信託に係る信託契約における当該特定目的信託の効力が生じた日から社債  
的受益権の元本の償還が完了する日までの期間は、 年 月である。

7. 特定目的信託に係る信託契約における当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券  
が発行された日は、 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

証 明 申 請 書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 住 所  
商 号（会社名）  
取締役（氏名）

申請者が\_\_\_\_\_と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、地方税法第73条の7第4号の2の規定の適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。

- 添付書類：1. 売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの  
2. 地方税法第73条の7第4号の2口の要件を満たすことを証する書面  
3. 地方税法第73条の7第4号の2ハの要件を満たすことを証する書面  
4. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）  
5. 不動産の賃貸借契約書（写）等

---

証 明 書

1. 申請者は、地方税法（以下「法」という。）第73条の7第4号の2イからハマまでに掲げる要件の全てを満たしている特定目的信託の資産の流動化に関する法律第224条に規定する原委託者であり、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当該特定目的信託の委託者である。
2. 別紙記載の不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、資産の流動化に関する法律第2条第16項に規定する受託信託会社等である\_\_\_\_\_が、当該特定目的信託の効力が生じた時に申請者から特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から申請者に賃貸されていたものである。
3. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時に申請者により\_\_\_\_\_から買い戻されたことによるものである。
4. 特定目的信託に係る信託契約の終了の日は、 年 月 日である。
5. 申請者の上記3. に係る不動産の取得日は、 年 月 日である。
6. 特定目的信託に係る信託契約における当該特定目的信託の効力が生じた日から完了す

る日までの期間は、 年 月である。  
以上のとおり証明する。

年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印